

山岳同人「沢雪山歩」会則

[名称]

第1条 本会は、「沢雪山歩」と称する。

[目的]

第2条 沢雪山歩は山を楽しむ仲間の相互扶助を目的とし、そのために必要な活動を行う。

[会員]

第3条 会則を認め、会の承認を得た者は会員の資格を有する。ただし、第11条に定める禁止条項にあらかじめ該当する者については、役員会が入会を拒否できることとする。

2 沢雪山歩の会員は会員との山行において事故が発生した場合、責任は全ては事故者本人にあることを認める。

3 他の山岳会に所属する者が本会に入会しようとする場合には、入会時にその旨を告知しなければならない。

4 会員が他の山岳会に加盟する場合は、役員会に届け出なければならない。

5 会員本人の申し出にもとづき、役員会は会員を賛助会員として認定することができる。賛助会員は、会費納入の義務以外の会員としての義務を免除されるが、会員としての権利を行使することはできない。

[会費及び会計]

第4条 本会の会費は別に定める「会費に関する細則」によるものとする。

2 会費の用途は、会員の山岳搜索保険の掛け金、総会、集会および役員会の会場費及びそれに類する費用、会報の発行に関する費用とする。ただし、賛助会員の会費には山岳搜索保険の掛け金を含まないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、必要な臨時的な費用については、「会計処理に関する細則」により、会財政から支出することができる。

4 本会の会計年度は、毎年7月1日より翌年6月30日までとする。

[委員及び役員会]

第5条 本会は委員として、事務担当委員1名、事故対策委員3名、編集委員3名、会計委員1名、監査委員1名をおく。

2 各委員の役割は次の各号に定めるところによる。

(1)事務担当委員 名簿の作成等会の事務処理にかかること

(2)事故対策委員 平常時における会の遭難対策マニュアルにかかわること

(3)編集委員 会報の作成、HPの作成にかかること

(4)会計委員 会の会計処理にかかること

(5)監査委員 会計処理に関する監査を行うこと

3 委員をもって、役員会を構成し役員会は、当会の運営を円滑に行う義務を負うものとする。

- 4 役員会は、第3条1項、4項、5項の決定や受理、「会計処理に関する細則」による支出の承認、総会及び集会の議案の提出を行う。
- 5 役員会は、総会の議案提出にあたっては、委員の選任を除く重要事項について、その内容をあらかじめ会員に知らしめなければならない。

[総会および集会]

- 第6条 会の意志決定は、重要事項については総会において行い、その他必要事項については集会において行う。
- 2 会則の変更、委員の選任および解任、会員の除名、予算、事業計画、会計報告の承認は重要事項である。
 - 3 年次総会は、原則として役員会が7月に召集する。
 - 4 会員の過半数または役員員の過半数が総会の開催を求めた場合は、役員会は遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。
 - 5 総会の定足数は、会員の3分の2とし、出席者の過半数をもって議決する。
- 第7条 集会は、原則として10月、1月、4月に開催する。
- 2 集会の定足数は、会員の過半数とし、出席者の過半数をもって議決する。

[山行形態]

- 第8条 第2条の趣旨は、特定の山行形態を想定したものではなく、山をフィールドとするあらゆる活動に適用されるものとする。
- 2 集会において計画の発表された山行、および会の指定する方法によって会への登山届けが行われた山行は、会の基本山行と称する。
 - 3 基本山行以外の会員によって行われる山行は、自由山行と称する。

[会の義務]

- 第9条 会の基本山行において、事故が生じたと考えられる場合は、会は別に定める遭難対策マニュアルを基本として、遅滞なく捜索・救助の活動を行わなくてはならない。
- 2 前項の義務は、会員個人にはおよばないものとする。
 - 3 会員の自由山行において事故が生じたと考えられる場合には、会は捜索・救助の責任を負わないものとする。ただし、家族などの明確な要請により役員会が捜索・救助の活動を決定した場合はその限りでない。
 - 4 前項により、役員会が捜索・救助の活動を決定するに際しては、会の財政に負担をかけることをあらかじめ確認しなければならない。

[会員の義務]

- 第10条 会員は会費の納入を、遅滞なく行わなければならない。
- 2 会員は、会の運営に積極的に関わり、会に貢献するものとする。
 - 3 会員は少なくとも年間に集会に2回は参加しなければならない。ただし、転勤などにより遠隔地に居住している場合はその限りでない。
 - 4 総会には出席しなければならない。ただし、種々の理由により欠席せざるを得ない場

合はその限りでない。

[禁止事項]

第11条 社会通念上における反社会的行為を行うこと、また、会の体面を損なう行為は許されない。

2 役員会による制止にもかかわらず、会を本来の目的以外に利用することは許されない。

[除名規定]

第12条 役員会および会員は会員の除名を総会に提案できる。

2 会員が他の会員の除名を求める場合は、役員会に総会の開催を求めることができるほか、総会において動議として提出できる。

3 前条に該当する者、および第10条に該当する会員については、役員会は原則として除名の提案を総会に対して行わなければならない。

[付則]

1 第7条の規定にかかわらず、役員会が必要と認めるときは、役員会は会員に議案を可能なすべての方法で周知し、会員の3分の2の賛意を得たときには集会の議決に代えることができる。

2 この会則は平成16年7月4日から施行する。

以上

会費に関する細則

第1条 本細則は会則第4条に基づいて定める。

第2条 会費は年額12000円とし、前年度の6月末日までに納入する。ただし、年度途中入会者については、その年度の会費は入会月に応じ月当り1000円として計算して得た額を入会時に納入する。なお、年度途中退会者に対する会費の返却は行わない。

第3条 前項にかかわらず、入会時に本会の加入する山岳保険と同等の保険に加入している者は、その保険の契約期間内については月当り500円、それ以後については月当り1000円として計算して得た額を年会費とする。

第4条 賛助会員の会費は年額2000円とする。

第5条 会員に特別の事情が生じた場合は役員会の議決により会費の一部あるいは全額を免除することが出来る。

第6条 会費を納入しない会員は、その権利に制限を受けることがある。会費を2年間にわたり滞納した会員は退会とする。

第7条 その他必要ある時は役員会において決定する。

付則

この細則は平成16年7月4日より施行する。

会計処理に関する細則

第1条 本細則は会則第4条第3項に基づいて定める。

第2条 会計委員は臨時的支出を行うにあたっては、1回の支出額が3万円以上の場合、集会の議決を、1万円以上3万円未満の場合は、役員会の議決をそれぞれ得るものとする。

付則

この細則は平成11年9月14日より施行する。

付録) 基本山行の届け出方法

- (1) 会の集会で計画の発表された山行計画、
 - (2) 「沢雪山歩会員限定掲示板」への計画書の書き込み
 - (3) 役員のいずれかの方への E-Mail または郵政省メールまたは F a x での山行計画書の提出
-